

「予備放流」と「事前放流」について

予備放流とは

ダムにおいて、洪水調節の必要があると想定される場合、平常時は利水容量となっている水を、前もって放流して洪水調節容量（治水容量）を確保することを「予備放流」と呼ぶ。この放流により確保する容量を「予備放流容量」と呼び、ダム計画における治水容量に含まれる。つまり、この予備放流部分の容量は、治水容量、利水容量いずれにも含まれることになり、これらに基づいてダム建設や維持管理の費用分担が決定される。なお、治水容量の下端水位を「制限水位」、あるいは予備放流のダムでは「予備放流水位」と呼ぶ。

例えば武庫川では、青野ダムにおいて予備放流容量が設定されている。

貯水池容量配分図

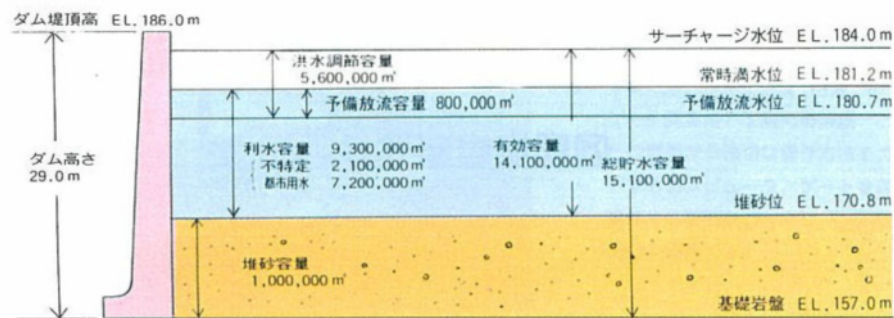


図 青野ダムの貯水池容量配分

事前放流とは

近年において頻発している計画を上回る集中豪雨や台風による洪水に対応するため、国土交通省では平成 16 年 12 月に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定したが、ここで、既存施設の有効活用の一手法として「事前放流」が位置付けられた。豪雨対策での事前放流とは、洪水の発生を予測した場合に、利水の共同事業者に支障を与えない範囲で、制限水位以下の利水容量などを放流して、治水容量として一時的に活用する手法である。これにより、近年頻発している計画を上回る洪水（超過洪水）に対して、ダムの治水効果を計画以上に期待できることになる。なお、事前放流により確保される容量は、基本的にはダム計画における治水容量に含まれない。